

令和 8 年

経済建設常任委員会

(重点調査項目)

- ①中小企業振興基本条例について
- ②中心市街地活性化基本計画について

令和8年6月4日(木)

経 済 部

①中小企業振興基本条例について

1. 中小企業振興基本条例とは

地域産業の振興に関する**基本理念**を定め、市の責務並びに地域産業に携わる市内事業者及び市民等の役割を明らかにし、市の施策の基本となる方針を定める

⇒地域産業振興施策を総合的に推進し、経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とするもの。

※岩見沢市中小企業等振興条例(昭和53年)との違い
同条例は主に融資や企業立地に係る支援を定めた別の条例

2. 当市における中小企業支援施策

当市では基本条例の制定の有無に関わらず、これまでも中小企業に対する支援を行っています。

＜主な中小企業支援事業＞

- 商工金融円滑化事業（低利融資、保証料補給により、資金調達の円滑化を図る）
- 創業支援事業（相談窓口の設置、創業塾・セミナーの開催、事業拡大・後継者対策）
- 中心市街地活性化対策事業（基本計画の策定、まちなかの賑わい創出や回遊促進、商店街の魅力向上、新規出店等を支援）
- プレミアム建設券、プレミアム商品券発行支援事業 など

4. 取組経過

日付	内 容
2 回（H26.1、H26.7）	同友会・商工会議所意見交換会
H28.9	事前勉強会（大貝准教授）
5 回（H28.10、H29.10、H29.11、H30.7、R5.5）	地域を支える中小企業連携促進セミナー
R4.6	500事業所へ企業支援調査を実施
R4.8	市方針としてR6条例制定を目指す
R4.9	会議所、同友会に事前調整 市の方針を説明、スケジュールを共有

R5年6・7・8月 中小企業振興基本条例準備会(全3回)

参加者:商工会議所、商工会、同友会、市商連、中央会、市内金融機関、
(株)振興いわみざわ、岩教大

協議内容:制定スケジュール、条例案 等

同友会:市全体で話し合い、条例への理解を深め、機運を醸成した上で進めていかなければ、良い結果が出ないのではないか。

市:条例制定をきっかけに機運醸成を図りたいと考えていた。

商工会議所:方向性が変わらないのであれば慌てて作る必要はない。

条例制定時期の目途は設けず、各主体で機運醸成の取り組みを進めることとなり、条例制定が中断している状況

課 題

市内事業者
の機運醸成

会議所等各
団体の協力

市民への
周知・理解

3. 基本条例の制定状況

(1) 全国（R4年時点）

	制定数	割合
都道府県	47/ 47	100%
市	428/ 769	56%
特別区	17/23	74%
町	271/743	36%
村	40/ 183	22%
計	803/1,765	45%

(2) 道内（R7年時点）

	制定数	割合
市	21/ 35	60%
町	49/129	38%
村	6/ 15	40%
計	76/179	42%

3. 計画区域等

○前期計画で共同住宅の供給等により一定の効果
○コロナ禍の影響で魅力・利便性が弱まり、全市に占める人口割合の上昇が鈍化
※前期計画 H27(5.49%)～R2(5.85%)：+0.36%/5年
コロナ禍後 R2(5.85%)～R7(5.99%)：+0.14%/5年 上昇割合が0.22ポイント減少

○であえーるなどの交流拠点から、利用者の多くが拠点施設にのみに滞在し、周辺の商店街や飲食店へのまちなか回遊に結びついていない。

○商業業務集積地区は空き地や空き店舗等のデッドストック化が進行
○高齢化や人材不足によりまちづくりに関わる人材が減少し地域の活力が低下
※商店街組織会員数 R2:216件→R7:185件(31件の減少)

○中心市街地への居住の集約を進め、全市に占める人口割合を高め、公共交通の利便性や生活利便機能の集積といった強みを活用

○交流拠点から商店街等への誘導施策やイベント、情報発信等により、中心市街地に回遊を促し、滞在する時間や機会を増やす

- コロナ禍による休廃業やイベント縮小等で低下した商店街等の空き店舗の活用や空き地の活用を図り、賑わいを中心市街地全体へ広げる
- まちづくり会社・商店街・公共施設運営者・イベント団体など多様な主体の連携を強化
- 創業支援を通じた店舗機能の拡充やデジタル化への対応含めた地域のまちづくりを担う人材を育成



計画区域面積
約147ha

中心市街地人口
4, 359人(R7.12)

掲載事業数
38事業(R8.4時点)

 計画区域 147ha
 商業業務集積地区 36ha
 事業実施個所
 事業実施区域

4. 計画策定スケジュール

計画書作成	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画素案及び計画案の作成												
中心市街地活性化協議会				●			●					
経済建設常任委員会						●	(パブコメ前に実施)					
パブリックコメント							●					
内閣府ヒアリング												
計画案提出								●				
関係行政庁の事前同意手続												
計画認定申請										●		
関係行政庁の同意手続												
基本計画認定												●